

## 第1分科会の議論の整理（第5回，第6回分科会）

は意見がほぼ一致したもの， は意見が分かれたもの

### 被収容者の生活について

1日1時間の運動時間を確保する方向で見直すべきである。

運動時間の制限が1日8時間の刑務作業時間を確保する要請から生じるのであれば，刑務作業時間を短縮することを検討すべきである。運動場や職員配置の制約があるのならば，設備の増設や必要な職員の確保などを考えるべき。

### 居房内に所持できる物品の範囲について

各自の保管箱に入る限度で自由に認めるべき。

雑居の受刑者間において所持物品の量に極端な差が生じることは，感情的なあつれきを生じさせるおそれがあり妥当ではない。

### 担当制の在り方について

担当制には利点もあるが，過剰収容の下，担当職員の負担が増加し，一人の担当に責任と権限が集中しすぎることによる弊害が生じかねず，従来のやり方には限界がある。

特に，処遇が困難な受刑者に対しては，一人の担当に責任と権限を集中させて任せきりにするのではなく，組織的に対応する体制を考えるべき。

### 刑務作業の在り方について

作業賞与金については，実質はともかく名目は賃金と位置づけるべき。

国費で食費や医療費をまかなっている以上，作業賞与金を賃金とすることについては反対。

1日8時間の刑務作業を絶対的なものとして維持することは適当ではなく，短縮すべき場合もある。治療，カウンセリング，宗教活動，運動などの処遇をまず考えた上で作業時間を決めればよいのではないかと。

奉仕作業など社会が求めている作業に従事させることも考慮すべき。  
職業訓練に従事する者の絶対数を増やすべき。

#### 仮釈放制度の在り方について

刑務所に常駐する保護観察官の数を増やすことにより，矯正と保護との間での連携が密になり，施設内処遇から社会内処遇に円滑に移行することが可能になるのではないかと。

仮釈放の事務負担を軽減するためには，調査書の簡略化など，仮釈放手続を簡素化することが必要。

#### 懲役刑と禁錮刑の単一化について

刑法改正に直接関係する問題であり，行刑改革会議としての役割を超える問題であるが，処遇としての労役の在り方については，見直すべき点がないか検討すべき。

#### 処遇制度の在り方について

薬物中毒者，性犯罪受刑者などについては，これに特化した処遇・教育プログラムを実施すべきであり，そのために要する人員や施設の体制については積極的に整備すべき。

きめ細かな処遇を施すためにも，せめて薬物中毒者について集めて収容することを実施すべき。

来日外国人受刑者については，受刑者移送を積極的に推進すべき。